

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
下妻市	騰波ノ江地区	令和3年3月18日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	414 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の耕作者の耕作面積の合計	328 ha
③地区内における65歳以上の農業者の耕作面積の合計	142 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	55 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1 ha
④10年後に、農地を「貸したい」または「売りたい」または「所有者に戻したい」と考えている農業者の耕作面積の合計	52 ha
⑤地区内において今後中心経営体（※）が引き受ける意向のある耕作面積の合計	139 ha
(備考) ・台地は梨、平地では水稲を作付けする地域である。圃場整備事業が完了した地区であり、ブロックローテーションを実施して農地の有効利用を図っている。	

※中心経営体…認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織等で、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・担い手が減少している。特に北西部の梨栽培地において、後継者がいない65歳以上の耕作地が多い。 ・中心経営体が耕作している農地が分散している。
--

3 対象地区内における担い手（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織）への集積目標

【目標】集積率 66%（集積面積 273ha）【現状】52%（216ha）※地区内の担い手数 55人

4 集積目標を達成するための方針

<ul style="list-style-type: none"> ・離農する人の農地を担い手に集積していく。 ・現耕作者の後継者の育成に努め、意欲ある経営体を育成・確保する。 ・地区内の耕作者で農地を維持することが難しい場合には、農業法人等の受け入れを検討する。
--

5 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・話し合いを重ねて隣接農地の耕作拡大を推進し、中心経営体への集約化を図る。畑については、水田とは別に話し合いを進めていく。 ・現在水田で実施しているブロックローテーションを守っていく。 ・ある程度のブロックごとに、中心経営体を振り分けて集約化していく。 ・離農者が発生した場合には、離農者の耕作地に隣接する圃場の担い手への貸し付けを推進する。 ・農業委員会や農政課等、関係機関が連携し、担い手と地権者の調整を積極的に行っていく。
--

6 5の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

(農地の貸付け等の意向) 貸付け等の意向が確認された農地は、390筆、52haとなっている。
(農地中間管理機構等の活用方針) 相対での農地貸借を解消するとともに、耕作できなくなった農地を担い手に貸し付けるなど、中間管理機構等を活用して農地の集積・集約化を図る。集積・集約化には地権者並びに地域の理解が必要であるため、地権者等に対して理解を求める説明会の開催を検討していく。
(基盤整備への取組方針) 利用形態の悪い農地については、区画整理や農道・用排水施設などの基盤整備事業が実施できるよう、国や県に要望していく。

7 話し合いの頻度

地域の要望に応じて実施